

原稿の受付と査読等の手続きについて

1. はじめに

この文書は、川崎医療福祉学会誌編集委員会（和文誌、英文誌）における原稿の受付と査読および刊行に至る手続きについて記したものです。投稿者・査読者・会員の皆さまに現行の手続きをご説明し、見通しを持っていただくことを目的としています。なお、実情に合わせて適宜修正していきますので、あらかじめご了承ください。

2. エントリーの受付

川崎医療福祉学会誌編集委員会では、現在、和文誌・英文誌ともに年2回刊行しており、それぞれ7月末と1月末を締切としてオンライン投稿・査読システムにてエントリー（投稿申込）をしていただきます。期限内にエントリーのなかった原稿は受け付けていません。なお、申込本数には制限を設けていませんので、和文誌・英文誌とも、同時に複数の論文を投稿することができます。

3. 原稿の受付

エントリー受付期限の約2ヶ月後（3月、9月）に提出期限を設け、オンライン投稿・査読システムにて投稿原稿を受け付けています。原稿は、指定のフォーマット（テンプレート）を使用して作成するようお願いしています。

4. 査読者および担当編集委員の決定

原稿の内容と著者の査読希望、および査読者の負担を勘案し、委員長と副委員長が協議して、各論文につき査読者1名および担当編集委員1名の案を作成し、編集委員会にて決定しています。査読者はその論文の主題に対して、できるだけ専門性の高い人を選定しています（以下適宜「専門性にもとづく査読者」等と表記）。担当編集委員は、所属学科からの投稿を優先的に割り当てていますが、特定学科からの投稿本数が多い場合など、他学科からの投稿論文も担当することもあります。

5. 査読の依頼

編集委員会にて担当編集委員と査読者（候補）が決まったら、担当編集委員より査読者に依頼をおこなっています。もしも万一査読をお引受けいただけない場合は、担当編集委員と委員長・副委員長が協議し、速やかに別の査読者を選定して依頼しています。査読をお引受けいただけたら、原則として2週間以内に査読結果を提出していただきます。遅延があれば、担当編集委員から督促しています。

6. 査読の体制

査読は、専門性にもとづき選定された査読者と担当編集委員の2名体制で、それぞれが原稿を確認し、採用か再審査か、修正を要するか否かの判断をおこなっています。担当編集委員も査読の任を担います。ただし、必ずしも専門性が合致しない場合もありますので、その場合は最低限形式面のチェックをおこない、専門性にもとづく査読者の判断を尊重して査読結果を提出しています。

7. 査読の内容

査読者は、採用・再査読・不採用の判断ならびに要修正箇所の指摘をおこないます。査読は匿名でおこなわれます。査読者には査読のガイドラインが別途提示され、ピアレビューの観点からのコメントをお願いしています。原稿や図表の作成時に著者の専門分野の慣行が反映される場合がありますが、執筆規程の範囲内に収まるよう、ご指摘をいただきます。

8. 査読結果の通知

専門性にもとづき選定された査読者と担当編集委員の査読結果が揃ったら、委員長・副委員長が両者を確認し、編集委員会としての著者への通知内容を決定します。なお、主に原稿の形式面で、査読者が指摘していないが修正を要する事柄がある場合、委員長・副委員長が別途コメントを加えることがあります。

9. 第三の査読者を立てる場合

専門性にもとづき選定された査読者と担当編集委員の2名以外に、第三の査読者を立てる場合があります。主に、査読者と担当編集委員とで採否についての判断が大きく分かれる場合（たとえば一方が不採用、他方が採用など）や、倫理面で慎重な判断を要すると考えられる場合などです。なお、第三の査読者を立てる場合、委員長・副委員長・担当編集委員の三者で協議します。また、査読結果の著者への通知が遅れることとなりますので、著者には事務局より遅延の可能性を伝えます。

10. 著者による修正と再査読

査読結果に要修正事項が含まれていた場合、著者は必要な修正をおこない、2週間以内に、各指摘に対応したそれぞれの修正箇所（〇頁△行目）と具体的な修正内容を記した文書、および修正箇所をハイライト表示にした修正原稿を提出していただきます。修正原稿一式は、査読者が確認不要とした場合を除き、担当編集委員と査読者が再度査読をおこないます。なお、2回目以降の再修正・再査読については、原則として1週間以内の提出とさせていただきます。

11. 査読期間および回数制限

和文誌・英文誌とも年2回の刊行時期が設定されていますので、大幅な刊行遅延が生じないようにする必要があります。特に各巻第2号は、経理上、年度内の刊行が不可欠となります。そこで、各号への採用と判定される査読期限を第1号が6月20日、第2号が12月20日の17時とします（土日と重なる場合はその翌日）。期限を超えた場合、査読は継続しますが、採用されても次号への掲載となります。但し、査読回数は原則3回までとさせていただきます。所定の査読回数で採用に至らない論文は、不採用と判定され、著者に差し戻します。

12. 所定の査読回数の範囲内で採用に至らなかった論文の再投稿

所定の査読回数（3回）の範囲内で採用に至らなかった論文は、次号に再度エントリーのうえ、投稿していただくことができます。その場合、以前投稿した論文であることを事務局にお伝えください。なお、査読の過程で著者が自主的に取り下げをおこなった論文についても、同様に再エントリーが可能です。

13. 原稿の採用から刊行まで

所定の査読期間内に原稿が「採用」された場合、最終原稿ならびに必要なファイルを提出していただき、刊行のための準備に入ります。著者校正は1回で、担当編集委員にも確認をしていただきます。その後、第2校以降は、原則として事務局と委員長・副委員長のみによるチェックに移行します。別途、抜き刷りの作成がおこなわれますので、事務局と著者とでやりとりをしていただきます。

また、査読を経て採用された原稿の内容に関する学術的責任は著者に帰属します。著者校正の段階における修正は、誤字脱字、図表の整合性、軽微な事実誤認の訂正等に限定されます。原則として採用後の取り下げは認められません。編集委員会は、その理由が研究倫理上の問題や、論文の成立自体に関わる欠陥等の重大なやむを得ない事情に該当すると判断した場合に限り、例外的に取り下げを認めることがあります。なお、文献検索の不足、論旨構成の再検討など、著者の学術的判断に関わる事由は、受理後の取り下げ理由には該当しません。著者が投稿規程、運用規定、または編集委員会の指示に反する行為を繰り返した場合、編集委員会は必要に応じて措置（投稿の受理拒否、一定期間の投稿停止等）を講じることがあります。以上